

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-6-1)

施策名	6-1 資源・燃料	担当部局名	資源エネルギー庁長官官房総務課 資源・燃料部政策課	政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策の概要	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の開発の促進、生産、流通の合理化等を通じて、資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保を図る。			政策体系上の位置付け	6 エネルギー・環境
達成すべき目標	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保			目標設定の考え方・根拠	—
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度	29年度	30年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	長期エネルギー需給見通し(平成27年7月16日) 日本再興戦略(改訂2015)(平成27年6月30日) エネルギー基本計画(平成26年4月11日) 海洋基本計画(平成25年4月26日) 国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日)
	397,698 (271,457)	311,580	252,424		

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 資源・燃料の 自主開発比率等の向上 (i) 石油・天然ガス(%)	22.1	24年度	40以上	42年度	=	-	-	-	-	-	-	○2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、2030年度の一次エネルギー供給に占める化石燃料の割合は76%と最も高く、依然として高い割合を占めることが想定されている。 ○我が国は化石燃料・鉱物資源のほぼ全量を輸入に頼っており、安定的かつ安価な調達を確保していくことは、我が国のエネルギー戦略の重要な目標である。 ○その目標達成の一つの目安として、エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、2030年に、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上、石炭の自主開発比率を60%以上、ベースメタルについては、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を80%以上とする定量的目標を設定しており、資源・燃料分科会報告書(平成29年6月)においてもその方向性を確認していることから今回の政策評価における測定指標として選定した。
					27.2	27.4	測定中	-	/	/	/	
					-	-	-	-	-	-	-	
資源・燃料の 自主開発比率等の向上 (ii) 石炭(%)	50.0	24年度	60以上	42年度	-	-	-	-	-	-	-	○その目標達成の一つの目安として、エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、2030年に、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上、石炭の自主開発比率を60%以上、ベースメタルについては、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を80%以上とする定量的目標を設定しており、資源・燃料分科会報告書(平成29年6月)においてもその方向性を確認していることから今回の政策評価における測定指標として選定した。
					63.0	測定中	測定中	-	/	/	/	
					-	-	-	-	-	-	-	
資源・燃料の 自主開発比率等の向上 (iii) 金属鉱物資源 (ベースメタル)(%)	42.9	24年度	80以上	42年度	-	-	-	-	-	-	-	○その目標達成の一つの目安として、エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、2030年に、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上、石炭の自主開発比率を60%以上、ベースメタルについては、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を80%以上とする定量的目標を設定しており、資源・燃料分科会報告書(平成29年6月)においてもその方向性を確認していることから今回の政策評価における測定指標として選定した。
					44.7	測定中	測定中	-	/	/	/	
					-	-	-	-	-	-	-	
2 石油・石油ガス供給網の 維持・強化 (i) 製油所の減圧蒸留残渣油 処理率(%)	-	28年度	7.5程度	33年度	-	-	-	-	-	-	-	○2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、2030年度の一次エネルギー供給に占める化石燃料の割合は76%と最も高く、依然として高い割合を占めることが想定されている。また、我が国は化石燃料のほぼ全量を輸入に頼っており、原油を有効利用することで、安定的な石油の供給を確保していくことは、我が国のエネルギー戦略の重要な目標である。 ○エネルギー供給構造高度化法の目的である、「原油の有効利用(安価な重質原油から付加価値の高い白油等をより多く生産)」の推進を図るため、平成29年度より新たな判断基準を告示した。 ○新たな判断基準では、残渣処理能力の向上を図るため、特定残渣処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を増加させ、減圧蒸留残渣油処理率の改善を義務付けていることから、その目標を測定指標に設定する。
					-	-	-	-	/	/	/	
					-	-	-	-	-	-	-	

3	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (ii) 製油所の耐震強化等の進捗状況 (%)	0.0	24年度	100	31年度	-	-	-	84.0	100.0	/	/	<p>○首都直下地震や南海トラフ地震等の激甚災害の発生時には、エネルギー供給の「ラスト・リゾート」としての石油が大きな役割を發揮することが期待される。</p> <p>○そのためには、激甚災害発生後であっても、石油供給インフラにおいて石油精製設備が火災等の二次災害を発生させずに安全に停止され、石油製品の出入荷設備の被害が最小限に抑えられ、非常用電源によって早期に出入荷機能が回復されるよう、事前の対策に万全を期すことが必要である。</p> <p>○国土強靱化アクションプラン2017(平成29年6月)において、製油所の耐震強化等の進捗状況に関して定量的目標を設定しており、今回の政策評価における測定指標として選定した。</p>
4	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (iii) SSIにおける生産性向上による営業利益率の上昇 (%)	0.9	26年度	2.1	-	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	<p>測定指標の選定理由： SS数は年平均2.7%のペースで減少しているものの、過疎地・離島や災害時を含めた燃料の低廉かつ安定的な供給体制を維持するためには、物流・商流の合理化や顧客ニーズに合わせたサービス・品揃えの高度化を通じてSSの生産性を高める必要がある。こうした観点から、近年のガソリン販売量の営業利益率(26年度:0.9%)は、小売業全体の営業利益率(26年度:2.1%)の半分以下となっていることから、営業利益率を一般小売業並に改善することを目標に選定した。</p> <p>目標値の設定根拠： 年次別法人企業統計調査(財務省)(目標設定時最新値:2.1%(26年度))</p>
5	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (iii) SS過疎地自治体におけるSS過疎地対策計画策定率 (%)	0	28年度	50	34年度	-	-	-	10	20	30	40	<p>測定指標の選定理由： 人口減少や車の燃費向上等により石油製品需要は年平均2.2%のペースで減少しているものの、SS数はそれを上回るペース(年平均2.7%)で減少している。SSの減少が著しい地域において自動車のガソリンや農業機械の軽油などの給油や、高齢者への冬場の灯油配達などに支障を来す「SS過疎問題」が全国的課題となっている。</p> <p>SS過疎地や離島等の僻地において燃料アクセスを維持するためには、自治体のリーダシップの下で、地域の将来の燃料供給体制(維持すべきSS数等の目標やアクションプラン)を設定し、中長期的なアプローチを取る必要があるため、当該指標を選定した。</p> <p>目標値の設定根拠： SS過疎地の半数以上での計画策定を目標に設定。(目標設定時:0%)</p>
6	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (iv) 災害時における地域住民の給油拠点(住民拠点SS)の整備	0	28年度	8,000	31年度	-	-	2,666	5,333	8,000	8,000	8,000	<p>測定指標の選定理由： ○東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に緊急車両への優先供給を行うための中核SSを全国約1,600箇所整備していたところ。 ○しかし、2016年4月の熊本地震において、車中泊をする被災者が多かったことや一部地域において停電等の影響で稼働するSSが少なかったことなどから、一般の避難者・被災者向けの給油拠点を整備する必要性が認識された。 ○そのため、SSの災害対応能力の強化の観点から、自家発電機を備え、災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備計画を、今回の政策評価における測定指標として選定した。</p> <p>目標値の設定根拠： 熊本地震の給油ニーズ等の実績を踏まえ、各都道府県別に災害発生時に必要となるSS数を積算し、設定。</p>

7	石油・石油ガス供給網の維持・強化（V） 石油ガスの取引における苦情・相談件数	3,907	28年度	3,355	33年度	-	-	3,790	3,676	3,566	3,459	3,355	<p>測定指標の選定理由： ○LPガスは全国約2,300万世帯で利用され、東日本大震災や熊本震災などの際には電気・都市ガスに先駆けいち早く復旧するなど、平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源である。 ○他方、消費者等からはLPガスの小売価格の不透明性や取引方法等に対する問題点が多く指摘されているところ。 ○そのため、今後エネルギー間の自由競争が進む中、LPガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるための施策を講じる必要がある。 ○講じた施策結果を客観的かつ定量的に測定するため、石油ガスの取引における苦情件数を政策評価における測定指標として選定した。 ○なお、LPガス販売事業者数は年平均約3%のペースで減少しており、大手事業者への消費者の集約化が進んでいるものと思われる。大手事業者については、ガイドラインにより苦情・相談の受付体制の整備がより進んでおり、その分協会に寄せられる苦情・相談件数は減少していくものと考えられるため、測定指標に反映させるもの。</p> <p>目標値の設定根拠： 全国のLPガス協会相談窓口寄せられる苦情・相談件数を前年度比3%（LPガス販売事業者数年平均減少率）減少</p>
						4,755	3,907	-	-				
8	緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理（%）	-	-	備蓄目標 100%	-	石油： 100	石油： 100	石油： 100	石油： 100	石油： 100	石油： 100	石油： 100	<p>測定指標の選定理由： 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）において、当該年度以降の5年間の石油の備蓄目標を定めることとなっており、今回の政策評価における測定指標として選定した。</p> <p>目標値の設定根拠： 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第四条第一項</p>
						LPG： 76	LPG： 90	LPG： 100	LPG： 100	LPG： 100	LPG： 100	LPG： 100	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計（執行額） （百万円）			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度					
1 希少金属備蓄対策事業	194 (188)	426	382	平成15年度	1	短期的な供給障害が懸念されるレアメタルについて国家備蓄を行い、緊急時にレアメタルを供給できる体制を構築することは、金属鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-	
2 希少金属資源開発推進基盤整備事業	768 (665)	400	380	平成20年度	1	本事業において、資源探査等の事業を実施することで、有望な調査結果が得られた場合は開発の権利を我が国企業に引き継ぎ、金属鉱物資源の自給率を向上させる。	-	
3 石油資源を遠隔探知するためのハイパースペクトルセンサの研究開発事業費	1,150 (1149)	1,150	876	平成19年度	1	本事業は、ハイパースペクトルセンサデータを用いて我が国における石油資源探査事業の効率化を図るものであり、石油の安定的かつ安価な供給の確保に資するものである。	-	
4 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費（旧：石油精製保安対策委託費）	190 (165)	200	650	昭和61年度	-	産業保安関係法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うことで石油精製プラント等の安全が担保され事故の減少につながり、ひいては石油等の安定的な供給の確保へとつながっていく。	-	

5	高圧エネルギーガス設備 に対する耐震補強支援事 業費補助金	280	(272)	345	206	平成25年 度	-	今後、より大きな地震が発生する可能性が指摘されている中で、最新の耐震基準の耐震性を有しない保安上重要度の高い既設高圧エネルギーガス設備の耐震補強を支援することにより、高圧ガス設備の耐震性の強化を図り、高圧ガスに関する人的被害を伴う事故を未然に防ぐ。	-
6	国際エネルギー情勢調査 研究委託費	135	(118)	143	160	平成14年 度	-	各国のエネルギー情勢やエネルギー政策等についての調査・分析結果を本事業の成果を、二国間会合・国際会議等における協力パッケージの立案等を含め、我が国の国際エネルギー戦略の構築に活用することで、資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保に寄与する。	-
7	国際エネルギーフォーラム 拠出金	26	(26)	26	26	平成16年 度	-	IEFを通じて、産油国と消費国の対話・協調を深め、国際エネルギー市場の安定化に向けて共に取り組むことで、我が国にとってもエネルギー安定的かつ安価な供給の確保に寄与する。	-
8	国際エネルギー機関拠出 金	124	(124)	110	112	平成16年 度	-	IEAの活動を通じ、世界の燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達を推進することで、世界の燃料需給のひっ迫の回避及び緊急時における燃料調達の混乱の緩和を図り、以って我が国にとっても安価な燃料供給を確保できる国際環境を整備する。	-
9	東アジア経済統合研究協 力拠出金	150	(150)	180	180	平成24年 度	-	ERIAを通じ、東アジアにおける燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達を推進することで、アジアワイドでの燃料需給のひっ迫の回避及び緊急時における燃料調達の混乱の緩和を図り、以って我が国にとっても安価な燃料供給を確保できる国際環境を整備する。	-
10	アジア太平洋エネルギー 研究センター拠出金	112	(112)	112	112	平成25年 度	-	APECを通じ、アジア太平洋地域における燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達を推進することで、同地域の緊急時における燃料調達の混乱の緩和を図り、以って我が国にとっても安価な燃料供給を確保できる国際環境を整備する。	-
11	国家備蓄石油増強対策事 業費(石油分)	104,380	(2727)	58,221	92	平成15年 度	3	安定的な国家備蓄原油の数量確保により、国家備蓄原油の目標量の100%を常時適切に維持・管理することができ、緊急放出に備えた買戻しのための石油購入、油種入替事業及び国家石油製品備蓄の導入に必要な体制を整えることにより、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-
12	土地借料	3	(3)	3	3	平成17年 度	3	国家石油ガス備蓄に必要な用地を確保することにより、国家石油ガス備蓄の適切な維持管理を図る。	-
13	株式売却手数料	8	(0)	8	8	平成18年 度	-	「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」という二つの課題を同時に追求した上での売却が達成されたときは、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-
14	石油天然ガス開発関連の 政府保有資産評価委託費	100	(0)	200	100	平成17年 度	-	「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」という二つの課題を同時に追求した上での売却が達成されたときは、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-
15	緊急時放出に備えた国家 備蓄石油及び国家備蓄施 設の管理委託費(石油分)	42,494	(40365)	43,726	43,200	平成15年 度	3	国家石油備蓄基地の安全管理により、国家備蓄原油の目標量の100%を常時適切に維持・管理することができ、更に緊急時の放出に備えた体制を整えることにより、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-

16	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費(石油ガス分)	9,520 (8592)	10,142	10,300	平成17年度	3	国家備蓄基地の安定的な操業と安全管理を行うことにより、国家石油ガス備蓄の適切な維持管理を図る。	-
17	石油ガス販売事業者の経営及び販売実態に関する調査	140 (126)	130	130	平成17年度	2	LPガス販売事業者の経営実態やLPガスの取引実態を調査・分析し、LPガスの取引に係る政策の企画立案を図ること、LPガスの安定的な供給を図る。	-
18	石油等の安定供給確保に関する調査事業費	231 (176)	194	194	昭和56年度	-	本事業の調査研究結果は、施策立案、制度設計及び検証を行う際の基礎情報として活用されるとともに、報告書は、関係各課の政策担当者に配布・閲覧され、政策立案上の参考資料として活用されるものであり、石油等の安定供給確保の実現に資するもの。	-
19	平常時及び緊急時における石油需給動向等調査事業費	109 (94)	102	192	平成18年度	-	本事業によって、国内における石油製品の需給動態等の情報を収集することにより、常に需給動向を把握することを可能とし、石油の安定供給確保に資する。	-
20	産油国共同石油備蓄事業費補助金	3,700 (3654)	3,908	4,080	平成20年度	3	産油国との二国間関係の強化及び国内エネルギーセキュリティ確保のため、国内民間石油基地の原油タンクを活用しつつ、産油国との備蓄協力を進めることで、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-
21	潤滑油の品質確保事業等への支援事業費補助金	190 (190)	67	67	平成14年度	-	我が国製造業の高度な技術力を支える潤滑油について、品質確保・向上に向けた潤滑油製造事業者の品質試験精度確認等や、潤滑油の生産基盤の確保に向けた人材育成等を行うことにより、潤滑油の安定供給確保に資する。	-
22	石油製品品質確保事業費補助金	1,150 (1001)	1,150	1,150	昭和61年度	-	本事業の実施によって不適正な品質の石油製品を取り締まるとともに、全国のSS等への取締を強化することにより、安定的な石油製品の流通を担保することができる見込み。	-
23	石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費	800 (719)	900	799	平成15年度	2	LPガス事業者による取引適正化や流通合理化を図るとともに、災害時にLPガスの安定供給を行うための体制を構築することで、LPガスの安定的な供給を確保する。	-
24	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	2,950 (2313)	2,557	2,404	平成22年度	2	本事業を通じて、地域における石油製品供給の拠点であるSSの災害対応能力の強化、過疎地における経営基盤強化・コストの削減をはかることにより、地域における効率的な安定供給体制を維持・確保することができる。	-
25	大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	900 (820)	800	800	平成2年度	-	製油所事故やタンカー事故等に起因する大規模な石油の海洋漏洩の発生時に備え、国内外の基地への油濁防除資機材(オイルフェンス・油回収機等)の配備を進めるとともに、訓練等を実施することにより基地の油回収能力を維持し、危機対応能力を強化することで、石油の安定供給確保に資する。	-
26	石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,450 (5342)	5,453	5,438	昭和53年度	3	石油貯蔵施設の立地自治体は、本事業により災害対応能力の強化等を行うことにより、同施設の立地の円滑化を図り、ひいては緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理の達成に資することになる。	-

27	国有資産所在市町村・都道府県交付金(石油分)	5,519 (5519)	5,157	4,806	平成17年度	3	国家備蓄石油基地施設の所在自治体に対して、固定資産税相当額を交付金として交付することで、国家備蓄原油の目標量の100%を常時適切に維持・管理することができ、我が国の石油の安定供給に寄与する。	-
28	国有資産所在市町村交付金(石油ガス分)	3,724 (3724)	3,384	3,073	平成17年度	3	国有資産である国家備蓄施設の所在自治体に対して固定資産税相当額を交付金として交付することにより、国家石油ガス備蓄の適切な維持管理を図る。	-
29	石油・石油ガス備蓄増強利子補給金(石油分)	268 (0)	23	23	平成14年度	3	民間備蓄義務を負う石油会社は、本事業による支援を受けて、民間備蓄義務を確実に履行し、緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理を達成することになる。	-
30	石油・石油ガス備蓄増強利子補給金(石油ガス分)	10 (0)	10	10	平成14年度	3	民間備蓄目標の達成に向け、石油ガスの調達を図るもの。	-
31	国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金	179 (168)	144	130	平成20年度	1	我が国石油開発企業による国内の石油・天然ガスの開発井及び生産設備並びにこれに搭載する機器・設備、パイプライン、ケーブル、これらに係る設備の付帯設備の設置資金の民間金融機関からの借入に対して、借入金利の一定比率を利子補給する。これらの事業の生産開始により我が国の自主開発比率の向上に貢献する。	-
32	石油備蓄事業補給金	28,600 (27546)	28,300	27,571	平成14年度	3	石油の供給不足に備え、国家備蓄石油の一部について、石油精製業者等が所有するタンク(民間タンク)を借り上げて保管することにより、国家備蓄原油の目標量の100%を常時適切に維持・管理することができ、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-
33	石油製品の卸・小売価格モニタリング調査	235 (199)	235	196	平成23年度	-	石油製品ごとの卸・小売価格を全国規模でモニタリングし流通マージン等を把握することで、公正な競争環境を整備し、石油製品の安定的かつ安価な供給を図ることができる見込んでいる。	-
34	石油精製に係る諸外国における技術動向・規制動向等の調査・分析委託費	420 (410)	450	450	平成23年度	-	0官民一体となって、諸外国や国際機関等における環境規制等のルール作りに向けた政策提言活動や、国内製油所の設備老朽化・安全対策等に取り組むことにより、石油の安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-
35	離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業費(旧過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費)	770 (599)	1,450	4,760	平成23年度	2	地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業及びSSの災害対応能力強化・外部環境変化に向けた人材育成等を支援することで、平時及び災害時において石油製品の安定供給の確保を図ることができる見込み。	-
36	石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金	275 (234)	295	271	平成23年度	-	利子補給により石油元売会社の海外展開の取組を支援し、その経営基盤の強化を後押しすることで、国内における石油の安定供給確保に資する。	-
37	産炭国に対する石炭探掘・保安に関する技術移転等事業	1,406 (1366)	1,352	1,352	平成24年度	1	産炭国への石炭探掘・保安技術の技術移転協力を行うことで、産炭国の石炭生産効率の向上及び生産量の拡大を図るとともに産炭国との重層的な協力関係を強化することは、日本が当該国で石炭開発を行うための環境整備に資する。	-

38	石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業費	4,009 (3821)	3,412	4,119	平成19年度	1	産油・産ガス国のニーズに対応した幅広い分野における協力事業や産油・産ガス国に対する我が国企業の投資促進等を実施することにより、産油・産ガス国との戦略的かつ重層的な関係を構築することを通じて、日本企業による石油・天然ガス権益を確保することで、我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上に寄与する。	-
39	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	670 (546)	730	729	平成26年度	-	病院や避難所等の社会的重要なインフラ等に石油製品の「自衛的備蓄」の確保を促すことにより、災害時における燃料供給の安定化及び石油製品の安定供給の確保をする。	-
40	石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業費	26,000 (22858)	20,000	13,500	平成26年度	2	我が国に立地する製油所全体の原油処理装置の能力に占める残油処理装置(原油の有効利用を可能とする装置)の能力の割合を引き上げるにより、石油コンビナート等の生産性を向上させることができる。製油所の耐震強化等の対策を進捗させることにより、首都直下地震や南海トラフ地震等の災害への対応力を高めることができる。	-
41	石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金	27,464 (27455)	103,991	41,400	平成17年度	1	本事業の実施により、我が国企業等による石油・天然ガスの探鉱・開発等が成功し、石油・天然ガスが生産されることにより、我が国の石油・天然ガスの自主開発比率が上昇する。	-
42	石油・天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業	5,084 (5084)	4,000	3,700	平成15年度	1	本事業では、原油回収率向上技術や非在来型油ガス田開発技術など上流権益獲得や生産量増大に資する有望な技術について、国際協力の枠組みを活用し、研究開発を推進する。また、産油・産ガス国における探鉱・開発等に係る技術課題を解決するため、日本企業が強みを有する先端技術等を活かして実証事業等を実施するとともに、産油・産ガス国の技術者に対して技術研修等を実施する。これらを通じて、我が国企業による自主開発案件の成立、生産量拡大等を促進し、我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上に寄与する。	-
43	石油・天然ガスの権益確保に向けた海外の地質構造調査や情報収集等事業	2,797 (2797)	8,850	8,600	平成16年度	1	石油・天然ガスの安定的かつ安価の供給の確保のため、産油・産ガス国のフロンティア地域における優先交渉権の獲得等を通じ、我が国企業による石油・天然ガス権益の獲得を支援することで、石油・天然ガスの自主開発比率の向上に資する。	-
44	石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金(石油分)	290 (290)	290	290	平成15年度	3	国家石油備蓄基地の安全管理により、国家備蓄原油の目標量の100%を常時適切に維持・管理することができ、また事業を実施する上で必要となる調査・情報収集、国際協力等の実施により、我が国のエネルギー安全保障に寄与する。	-
45	石油及び石油ガス備蓄事業の実施にかかる運営費交付金(石油ガス分)	229 (229)	271	271	平成15年度	3	国家備蓄基地の安定的な操業と安全管理を行うことにより、国家石油ガス備蓄の適切な維持管理を図る。	-
46	海外炭の開発支援事業	1,575 (1575)	1,460	950	平成24年度	1	海外炭の開発支援事業を実施する事により、我が国企業の権益獲得、炭鉱開発を支援し、我が国への石炭の安定供給を確保する。	-
47	天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金	928 (875)	823	725	平成22年度	1	本事業を実施する事により、天然ガスを安定的に調達するために必要な設備投資が促進され、本施策の目標である天然ガスの安定的な供給に繋がることと、事業リスクの低減、低廉かつ安定な料金の確保に資する。	-
48	高効率な石油精製技術の基礎となる石油の構造分析・反応解析等に係る研究開発委託費	560 (549)	470	450	平成28年度	-	石油製品を効率的に生産する基盤的な技術開発を行うことにより、我が国の石油精製業の国際競争力を強化し、石油製品の生産基盤を国内に維持することにより、石油の安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-

49	高効率な石油精製技術に係る研究開発支援事業費補助金	700	(666)	570	500	昭和28年度	-	石油製品を効率的に生産する技術開発を支援することで、我が国の石油精製業の国際競争力を強化し、石油製品の生産基盤を国内に維持することにより、石油の安定的かつ安価な供給の確保に資する。	-	
50	国際非鉄金属研究会分担金	-		10	10	平成29年度	3	国際非鉄金属研究会で享受される世界の需給動向は、金属鉱物資源の自給率の向上に必要な政策の企画・立案のために必要な情報である。	-	
51	国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費	-		24,200	22,690	平成29年度	1	経済産業省が所有する三次元物理探査船「資源」を活用し、石油・天然ガスの資源ポテンシャルに関する基礎データが十分取得されていない未探鉱地域等において基礎物理探査を行い、海洋における石油・天然ガス資源の賦存状況を詳細に把握する。また、物理探査等の結果により石油・天然ガス資源ポテンシャルが有望と期待される地域において、大型掘削装置による掘削を行うことにより地下の地質構造を直接的に把握する。本事業により発見された構造が、新たな開発に移行することによって、自主開発比率の向上に貢献する。 また、メタンハイドレートにおいても、砂層型メタンハイドレートについて平成30年度を目途に商業化の実現に向けた技術の整備が、表層型メタンハイドレートについて資源量の把握及びその結果を踏まえた資源回収技術の調査・研究等が進められ、その結果、将来的に日本国内においてメタンハイドレートの商業生産が開始されることにより、我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上が見込まれる。	-	
52	銅原料からの不純物低減技術開発	-		100	140	平成29年度	1	銅鉱石中のヒ素等の不純物は、銅製錬においては副産物であるスラグに流れるが、ヒ素濃度が非常に高くなるとスラグが処分できずに操業に影響が生じるため、ヒ素の除去技術を確立することにより、銅製錬の安定的な操業を確保し、国際価格で取引される銅地金の競争力の強化に寄与する。	2-1	ものづくり
53	廃止石油坑井封鎖事業費補助金	-		-	124	平成30年度	-	本事業によって、石油鉱山の掘採後長期間経過後も国及び地方公共団体が適切に対策を講じられることで、国内の石油開発に対する地域の理解が得られ、もって石油等資源の安定的かつ安価な供給の確保に繋がる。	-	
54	鉱区情報等のデータ利活用の促進事業費	-		-	294	平成30年度	-	鉱業権に関する情報等をデータベース化し、インターネットを通じて一覧性をもった形で鉱区の位置情報等を閲覧可能とし、石油・天然ガス等の鉱物資源の開発に資金力・技術力のある民間企業が広く参画しやすい事業環境の整備を図る。これによって鉱物資源開発が促進されることで、我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上が見込まれる。	-	
55	海外投資等損失準備金制度	-		-	-	昭和39年度	1	内国法人が海外の探鉱・資源開発法人に投資を行う場合の投資リスクの軽減を図るため、一定割合の準備金の積立(積立率:探鉱段階:50%、開発段階:20%)を認め、これを損金に算入することができる制度。	-	-
56	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	-		-	-	昭和41年度	1	国内における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産活動を維持・増加させるため、石油又は天然ガスを目的とする鉱区に係る鉱区税の税率を、通常の税率の3分の2に減免する。	-	-
57	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	-		-	-	昭和53年度	-	我が国の食糧安定供給を支える農林漁業において不可欠な生産資材であるA重油について、その低廉かつ安定的な供給の確保及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るための措置として、農林漁業用輸入A重油の免税措置を実施。	-	-
58	軽油引取税の課税免除の特例措置(鉱物(岩石及び砂利を除く。)の採掘事業を営む者)(うち石炭採掘事業)	-		-	-	昭和36年度	-	炭鉱構内のみで使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図る。	-	-

59	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税(コークス)	-	-	-	平成15年度	-	コークスの製造に使用する石炭で所管税関長の承認を受けて保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税が免除される。	-	-
60	減耗控除制度	-	-	-	昭和40年度	1	鉱業を営む者が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度を実施する。	-	-
61	軽油引取税の課税免除の特例措置(鉱物の掘採事業を営む者)(うち石灰石等鉱物掘採業)	-	-	-	昭和31年度	-	石灰石等鉱物資源の低廉な安定供給の持続を実現するために、掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み、運搬等のために使用する機械の動力源に要する軽油引取税に対して、課税免除措置を実施する。	-	-
62	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	-	-	-	平成1年度	-	石油石炭税が課税済みの原油等から国内において製造された特定揮発油等を原料として石油化学製品を製造した場合、当該特定揮発油等製造者に対し、当該特定揮発油等の原料として使用された原油等に係る石油石炭税相当額が還付される。	-	-
63	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	-	-	-	平成9年度	-	石油石炭税が課税済みの原油等から国内において製造された石油アスファルト等(石油アスファルト又は石油コークス)を製造場から移出し、又は製造場内で燃料として消費した場合には、その石油アスファルト等につき、石油石炭税相当額を石油アスファルト等の製造者に還付される。	-	-
64	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	-	-	-	平成26年度	-	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税を、石油精製業者に還付する。	-	-
65	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	-	-	-	平成1年度	-	農林漁業を営む者が、平成29年3月31日までに、課税済みの原油等から本邦において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため購入した場合には、その購入した重油につき、石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に還付する。	-	-
66	資産・企業買収等出資、開発・液化出資(石油・天然ガス)	36,000	31,000	17,000	平成24年度	1	石油・天然ガス等の安定供給に資するため、我が国企業が資産・企業買収や開発・液化事業を行う際に必要資金の出資を行う。	-	-
67	希少金属備蓄対策事業費	38,500	41,000	41,000	昭和58年度	-	金属鉱物資源の安定供給に資するため、JOGMECが実施する希少金属備蓄事業について、26年度に償還期限が到来する民間借入金の償還資金を調達する。	-	-
68	国内探鉱資金融資(金属鉱物)	800	800	800	昭和38年度	1	金属鉱物資源の安定供給に資するため、金属鉱業を営む者に対する国内における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行う。	-	-
69	海外探鉱資金出融資(金属鉱物)	8,000	7,800	3,300	昭和43年度	1	金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資及び貸付けを行う。	-	-

70	海外開発資金債務保証 (石炭・金属鉱物)	0	5,000	0	昭和43年 度	1	石炭及び金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における石炭及び金属鉱物の開発に必要な資金に係る債務の保証を行う。	-	-
71	海外開発資金出資(金属 鉱物)	23,800	11,500	17,000	平成24年 度	1	金属鉱物資源の安定供給に資するため、海外における金属鉱物の開発に必要な資金を供給するための出資を行う。	-	-
72	共同石油備蓄施設整備融 資	400	400	0	昭和52年 度	1	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構を通じて、石油共同備蓄会社に対し、石油備蓄の増強を図るため、基地施設の改良・更新に必要な資金の貸付を行う。	-	-
73	海外炭探鉱出資	2,000	1,000	1,000	平成24年 度	1	民間企業のみでは負いきれないリスクの一部を国が補完し、石炭の安定供給を確保するため、石炭探鉱に必要な資金の出資を行う。	-	-
74	エネルギー供給構造高度 化法	-	-	-	平成29年 度	2	「平成29年度以降の5年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準」を定め、石油精製業者に対し、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を増加させ、減圧蒸留残渣油処理率を改善することを義務づけている。	-	-